



戦国大名後北条氏における検地実施過程と年貢収取：
伊豆国西浦の事例をもとに

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大阪大学院文学研究科都市文化研究センター 公開日: 2023-04-20 キーワード: 後北条氏, 伊豆国西浦, 「写二冊」, 検地帳, 年貢収取 作成者: 石田, 将大 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00017979

◇研究ノート◇

戦国大名後北条氏における検地実施過程と年貢収取

—伊豆国西浦の事例をもとに—

石田 将大

◆要旨

後北条氏は検地によって、土地を把握し年貢や公事を賦課していた。また、検地を実施する際は、検地帳に田畠の面積とその実施を行った村の合計面積を記録していた。伊豆国西浦には、後北条氏によって発給された検地の実施から年貢の収取に関する古文書史料がひとつづきで残存している。そこで、後北条氏による検地から年貢収取までがわかる「写二冊」という史料をおもに活用・分析したことで、伊豆国西浦で行われた検地実施方法にも触れ、検地をもとにした年貢収取実態が明らかとなった。

キーワード：後北条氏、伊豆国西浦、「写二冊」、検地帳、年貢収取

はじめに

戦国大名後北条氏（以下、北条氏）が実施した検地については、佐脇栄智氏の研究が定説として受け入れられてきた^(註1)。佐脇氏は、永禄2年（1559）段階における北条氏の領国支配を全体的に知ることができる「小田原衆所領役帳」（以下、「役帳」と略す）^(註2)を活用し、検地に関する実証的な研究を行った。この「役帳」は北条氏の給人ごとに郷村名とその知行高を記載しているだけでなく、いつ、どの地域で領域的に検地が実施されたのかについても記述されている重要史料である。

佐脇氏はまた、相模国西郡「下中村上町分」（現：神奈川県小田原市小船）の「検地帳」^(註3)をもとに北条氏による検地の性格を分析した。この分析結果から、豊臣政権の実施した太閤検地と北条氏検地を比較し、両者が関連していることを明らかにしたうえで、北条氏検地は太閤検地よりも一部遅れていると評価された^(註4)。

佐脇氏以降、北条氏の検地に関する研究が進む中で池上裕子氏は、「検地帳」とそれに類似する「長はまの野帳」（以下、「野帳」）を検討した。郷村に残された「検地帳」および「野帳」は、「歩」単位で細かく田畠の面積が集計されているところから、北条氏の奉行人が丈量によって検地を実施して土地を把握したと想定し、北条氏の検地方法を丈量検地と評価された^(註5)。

また則竹雄一氏は、これまでの北条氏における検地研究を整理し、従来、定説とされてきた佐脇説について、「検地書出」を中心に使用して再検討を行った^(註6)。そ

の結果、北条氏領国下においては、地域ごとにさまざまな検地方法があり、池上氏のいう丈量検地だけでなく、それ以外の方法もとられている可能性があるとした。また則竹氏は、「検地書出」を根拠として、検地をもとにした年貢収取方法を「郷請」であると評価した。「郷請」は、近世において村が主体となって年貢や公事などを請け負う村請制に類似しているものとする。

北条氏の検地実施過程から年貢収取にいたるまでの具体的なあり方については、佐脇氏以下の研究者によって触れられてきた。但し、従来の研究では主に「検地書出」を用いて検討されており、他の史料と複合的に分析されたことはない。そこで本稿では、北条氏が統治下の郷村に発給した文書を中心に「検地書出」だけでなく、検地に関係するさまざまな史料を含めて検討し、検地の実施から年貢収取にいたる過程について解明することを目指す。そこで、検地に関する一連の史料が残存する、伊豆国西浦（現静岡県沼津市内浦地域）を主な対象とする。

伊豆国西浦の領域に含まれる長浜（現沼津市内浦長浜）には、中近世移行期の史料が豊富に存在する。これまでこれらの史料を用いて戦国期における郷村の実態を解明する研究が行われてきた^(註7)。こうした研究成果も参考にしつつ、本稿では、検地の実態や年貢収取がわかるものを抽出し分析する。

西浦地域は、北条氏の直轄領であるとともに、漁村という特徴を合わせもつ。盛本昌広氏は、西浦地域において、海村（漁村）特有の支配方法を展開していたことを明らかにされた^(註8)。すなわち、一般の直轄領では各

表1 「写二冊」内訳表（※『漁民史料』とは、澁澤敬三編著『豆州内浦漁民史料』（文書名は『漁民史料』に依拠。）

	『第一冊』 (後北条氏支配関係史料)	漁民 史料No.	典拠	原本		『第二冊』 (享和元年5月に作成された史料)	漁民 史料No.	典拠	原本
1	天文12年9月15日「北条家奉行人連署検地書出」	3	大川家文書23Z3-3	○	1	天正18年4月16日「杉新平・大北源三郎連署状」	23	大川家文書23Z3-23	○
2	(天文14年)6月25日「北条家印判状」	6	大川家文書23Z3-6	○	2	(天正18年)5月2日「浅野長吉証文」	2272	大川家文書23Z3-2272	○
3	(天文12年)9月8日「長浜検地野帳」	2	-	×	3	(慶長元年)1月23日「彦坂元正書状」	1804	大川家文書23Z3-1804	○
4	(天文13年)9月15日「北条家棟別取帳」	5	大川家文書23Z3-5	○	4	(天正18年)11月20日「大川兵庫・隼人連署指出」	1715	大川家文書23Z3-1715	○
5	年月日未詳「西浦棟別銭等書立写」	-	-	×	5	(寛文頃カ戌年)2月16日「長縄延鈿差留配符」	1836	大川家文書23Z3-1836	○
6	年月日未詳「西浦地方年貢本増出方覚書」	2277	大川家文書23Z3-2277	○	6	(年未詳)12月12日「網子籠舎御赦免御申渡書」	-	大川家文書23Z3-2294	○
7	(天文20年)6月10日「北条家印判状」	9	大川家文書23Z3-9	○	7	享和元年5月「御分壺御吟味書上扣」(末尾の文言を参考に記述カ)	962	大川家文書23Z3-2440	○
8	(天正15年)12月13日「安藤良整判物」	20	大川家文書23Z3-20	○					

・右端には、原本の有無を記す。「写二冊」に写された原本は、国文学研究資料館に所蔵されており、典拠にその目録番号を記した。

・『漁民史料』とは、澁澤敬三編著『豆州内浦漁民史料』（アチックミュージアム彙報、1937～39年にかけて刊行）のことである。

※『第一冊』の表紙に「写二冊」と記載があるが、『第二冊』の表紙には何の記載もない。

村単位で「小代官」を設定し、年貢の徴収などをさせていたが、西浦地域では、「小代官」を各村単位ではなく西浦地域を一つの単位として置いたという。盛本氏は、この小代官の設定単位の選択について、西浦という海村（漁村）特有の地域単位を重視したことが理由であったとしている。

拙稿「戦国大名後北条氏における検地実施過程についての再検討—伊豆国長浜検地書出と長浜野帳をもとに—」（『都市文化研究』23号、21年3月、40-55頁）では、「野帳」を中心に「検地書出」や西浦に残存する史料をもとに分析し、「野帳」がいわゆる検地帳として評価できることをほぼ確定した。「野帳」そのものの原本は散逸してしまっていて残存しないが、江戸時代に原本を写した「写二冊」に収録される「野帳」をもとに文字比定を行った。そこで、『漁民史料』や『戦国遺文』など、これまで使用されてきた史料集の数字のミスを正すことができたことによって、検地とその後の郷村の定納額設定までの過程をかなりの精度で復元することができた。この分析から、天文12年（1543）の長浜の検地は丈量検地の可能性がかなり高まった。

確認されている「検地書出」は、現在19点で、その形式や時期、地域がバラバラであり、「検地において決定された年貢における免除項目（引方）の記載も、年を経ることで徐々に形式が統一されるという特徴がある。」西浦長浜の「検地書出」は、19点の中で2番目に発給されたものであり、引方の項目などは、のちに出されたものよりあいまいである。こうした点からは、北条氏の検

地は時期によって方法が異なり、一定でないことが想定される。

以上を踏まえて西浦が漁村であるという特異性にも留意しつつ、本稿では、伊豆国西浦において検地研究を進め、郷村の実態と戦国大名の政策の関わりから、北条氏による検地実施から年貢収取までの過程を可能なかぎり詳細に明らかにしてゆきたい。また、「写二冊」をもとに、北条氏康による天文12年検地の実施方法から、それをもとにする年貢収取の実態を明らかにしてゆく。

第1章 伊豆国西浦長浜の「写二冊」

伊豆国西浦長浜に伝わった『大川家文書』からは、長浜や西浦地域における戦国期の支配に関する情報を得ることができる。現在は、国文学研究資料館に所蔵されているが、これとは別に、一部の影写本と、2005年に新たに発見された史料^(註9)は、大川家に現蔵されている。このうち「写二冊」は、新発見の史料に含まれる。「写二冊」には、第一冊に8点の史料、第二冊に7点の史料が写されている。内訳は表1のとおりである。近世に筆写された史料であるが、できるだけ原本の形式を再現しようとしている。

第一冊には、北条氏の検地にとまなう「検地書出」や「野帳」がふくまれている。これらの文字を検討した結果、誤写も決して少なくなく、その記載を全面的に信用することはできないが、全体として比較的正確に写されたものであることがわかった^(註10)。

〔端裏書〕 西浦地方御年貢本増出方 但七貫文本年貢也 一、廿一貫八百卅八文 但二貫七百文本年貢也 一、五貫十三文 但廿八貫八百六十文本年貢也 一、四拾七貫文 但卅一貫五百卅五文本年貢也 一、五拾貫二百七文 但十六貫六十五文本年貢也 一、卅五貫三百八拾六文 但七貫百文ハ本年貢也 一、廿一貫九百卅八文 惣都合百七拾三貫八百八十二文 但是ハ御検地之時大草但馬守殿本帳移也、守吉(花押) 但九拾三貫百文 但八拾(貫)七百八拾二文 (年未詳だが、天文二二年九月以降)	〔検地奉行〕 本増移也 但此内引方 本増三津分 七貫八百卅八文御公方へ定納 本増長浜分 但此外五貫文道正網度銭 本増重須分 但此内三貫文しかま 一具御年貢也 本増木負 但此内三貫文ハしかま 一具御年貢也 本増久連 但此内三貫文しかま 一具御年貢也 本増平沢 但此内三貫文しかま 一具御年貢也
---	---

【史料3】 西浦地方年貢本増出方覚書（「大川文書」23Z3-2277）

※【史料3】は池上裕子による『中近世移行期における土豪と村落に関する研究 研究成果報告書』（2005年）に掲載される。「23Z3-2277」は、国文学研究資料館での整理番号である。

文(8,126文)と記されている。畠は一町四反大九〇歩(5370歩)であり、その「分銭」は二貫九八七文(2,987文)である。以上の田の分銭と畠の分銭の合計は一一貫一三三文(11,113文)である。ここから、「三嶋やふさみ銭」など、6項目の「百姓免除分(引方)」が引かれることになるが、その合計額は、六貫一〇〇文(6,100文)である。分銭合計11,113文から、この「免除分」6,100文を引くと五貫一三三文(5,013文)になる。これが「定納」とされる。

次に【史料2】「野帳」は、天文12年(1543)9月7日の日付をもつが、これは先述の「検地書出」の日付の8日前にあたる。「野帳」には、田、畠、免田の種別とその面積、それぞれの田・畠・免田の名請人(賦課の納入責任者)と思われる人々の名前が記されている。また、長浜の村内にある地名や、「当ふさく」「袖ふり免」などが記載されているが、これらは検地をおこなった際に書き加えられたと推定される。

「野帳」の末尾に横書きで記載された田面積をみると、その合計は一町六反九〇歩(5850歩)であり、これに「反別五百文宛」文をかけて分銭になおすと8,125文となる。これは、「検地書出」冒頭に記述された田の「分銭」8,126文と1文しかちがわない。よって、田の「分銭」を算出するための田の面積としては、この横書き田数が用いられたことがわかる。同様に末尾の横書きの畠面積をみると、一町四反三三〇歩(5370歩)となる。畠の分銭は「反別二百文宛」であり、200文を5370歩にかけると2,983文となる。これは「検地書出」に記述された畠の「分銭」2,987文と4文しかちがわないことから誤差の範囲とみなしてよいだろう。それは、「検地書出」と「野帳」の

畠面積がほぼ一致することを意味する。つまり、「検地書出」と「野帳」には田畠面積の相関関係があって、「検地書出」は「野帳」で丈量した田畠面積をもとにして作成された文書であることが想定される。

【史料3】の「覚書」は、北条氏の奉行人である大草但馬(守)によって作成され、長浜を含む西浦六か村(三津・長浜・重須・木負・久連・平沢)の郷村高もしくは年貢の定納高が記載される。このうち長浜の項目をみると、「一、五貫十三文/本増長浜分」と記されており、長浜は5,013文の郷村高であることがわかる。これは「検地書出」にて示されている「定納高」と一致する。

以上に見てきたように、「写二冊」の第一冊にある検地に関係する3点の史料は、「検地書出」と「野帳」において田畠面積が相関し、「検地書出」と「覚書」において定納高の額が一致することがわかる。よって、この3点の史料は北条氏による検地実施においてすべてが連関するものであり、北条氏の検地を解明するうえで3点を関連付けて説明する必要があることがわかる。

第2節 「写二冊」の第二冊について

第二冊に収録される7点の史料は、北条氏滅亡後の支配に関するものであり、江戸幕府成立以降のものまで含まれる。享和元年(1801)5月作成の「御分壺御吟味書上扣」において、第二冊に収録される6点の表題を書き上げたあとに、「メ六品、右者此度御分一御吟味二付写相添差出申候、御改之上御本紙御下ケ被下置候様奉願上候、以上」とあり、宛先は「葦山御役所」となっている。つまり、第二冊は葦山御役所に対して提出するために作成された帳面であったことがわかる。第二冊の末尾には



【史料4】 大川兵庫・隼人連署指出（『漁民史料』1715）

※澁澤敬三編著『豆州内浦漁民史料』（アチックミュージアム彙報、1937～39年にかけて刊行）に収録。本稿に掲載する際、原本写真をもとに一部改訂した。

「右六品山御役所へ享和元西五月十六日写相添差出し候、御改之上同十八日御本紙ハ御下ケ被下候、写并同録ハ御役所江御当置候様」とあり、「御分壺御吟味書上扣」の末尾と対応する。このうち【史料4】（天正18年）11月20日付「大川兵庫・隼人連署指出」（「連署指出」）は、「覚書」との対応がみられる。

「連署指出」は、書き始めに「前と西浦七ヶ村より御納所大方覚申候分」とあり、続いて「一五六貫八八二文 地方御年貢」と記されている。つまり、西浦七ヶ村で以前より決定されていた「地方御年貢」156,882文について記したという意味であろう。

ここでいう西浦七ヶ村とは、「覚書」に記載されていた三津・長浜・重須・木負・久連・平沢の六か村に加え、三津の上部に位置する重寺を含むものである^(註12)。

「覚書」にしるされた合計「惣都合」は一七三貫八八二文（173,882文）であり、「連署差出」の「地方御年貢」一五六貫八八二文（156,882文）と17,000文の差がある^(註13)。これについては、「連署指出」に記された「此外」の項目が「地方御年貢」には含まれないこと、「覚書」と「連署指出」では対象となっている村が六か村から七か村に増えていることが関係しているのではないと想定される。

また「覚書」と「連署指出」では、「覚書」における「大代官給」10,000文、「小代官給」4,000文、「道正綱度銭」5,000文、「しかま」の計12,000文と、「連署差出」における「地方御年貢分」10,000文、「小代官分」4,000文、「道正綱度銭」5,000文、「しほかま御年貢」12,000文とそれぞれ対応することがわかっている。

よって、「覚書」と「連署指出」には関連性があり、西浦地域の田畠をもとにした検地の結果を反映したものと考える。「連署指出」は、北条氏滅亡後すぐの天正18年（1590）における支配情報であり、戦国期の北条氏の支配の結果を反映したものであろうとの推定がなされた。

つ。「連署指出」も、北条氏の検地を考察するうえで、重要な検討史料の一つと言える。

以上、「写二冊」に収録される「検地書出」・「野帳」・「覚書」・「連署指出」の4点は、北条氏の検地を分析するうえですべて関連していることがわかった。そこで、以下では、この4点をもとに、北条氏の検地実施過程と年貢収取について検討してゆきたい。

第2章 伊豆国西浦長浜における検地の実施

伊豆国西浦長浜では、天文12（1543）年9月に検地が実施された。そのことは、前章でみた「検地書出」（9月15日）と、これに先行して作成された「長はま野帳」（「野帳」、9月7日）の日付から知ることができる。北条氏によって実施された検地に依拠して作成された検地帳は前述の通り1点のみ（「下中村上町検地帳」）しか残存しておらず、これに対応する「検地書出」は伝わっていない。それ故、検地帳に類似する「野帳」と「検地書出」がともに残る長浜の事例は、北条氏検地を考察する上で最も重要となる。

本章では、「写二冊」に収録された史料をもとに長浜で実施された検地を中心に分析してゆく。その際、特に検地がどのような手法と実施過程でなされたのかに注目してゆく。また、天文12年当時の検地主体とその方法にも目を向けて復元する。

第1節 天文12年長浜検地の背景

天文12年に実施された検地は、当時の当主である後北条氏3代目の北条氏康（1515～1571）によるものであったと想定される。氏康は、天文10年に先代である氏綱（1487～1541）が死去すると家督を継ぎ、同11年から12年にかけて、相模・南武蔵・伊豆などで代替わり検地を

実施した。天文12年の長浜における検地は、その一環であろう。

天文12年に作成された、長浜の「野帳」や「検地書出」は、氏康が検地を実施する際に作成を命じたものということになる。では、氏康が主導した検地手法とはどのようなものであったのだろうか。本節では氏康の検地について知ることができる史料から分析を行ってゆく。

氏康期の検地の実態をある程度詳細に示しているのは長浜の「検地書出」と、相模国中郡坂間郷高麗寺分（【史料5】、現神奈川県平塚市根坂間）^(註14)の「検地書出」の計2点である。これら2点の「検地書出」は、奉行人による連署形式で発給されている。ここで連署する奉行人には、北条氏が派遣した奉行人だけでなく、在地有力者であろうと思われる奉行人も含まれている。長浜、高麗寺分ともに奉行人の名前の下にはその「花押」が記載されていた。「検地書出」の宛先は、長浜では「百姓中」「代官」、高麗寺分では「別当」となっている。

奉行人の性格について、長浜の「検地書出」から見てみる。筆頭に署名する大草但馬は、「西浦地方年貢本増出方覚書」にも登場する。この「覚書」は、長浜を含む西浦地域の定納高をまとめた文書であり、「検地書出」に記された定納高とこの「覚書」に記されたものが一致する。したがって、「検地書出」と「覚書」は同時期に記された文書であることが想定される。大草は、どちらの文書にも名前が登場するため、長浜を含む西浦地域において検地と年貢の収取などのとりまとめを担当した人物であるといえる。この大草氏については「役帳」にも散見され、北条氏が直臣を奉行人として派遣したのであろう。大草但馬は、これ以外の史料には登場しないため不明な点も多いが、西浦の検地全般において携わっている可能性があり、田畠の検地だけでなく、それ以外

の海産物に関する取り決めなども行っている可能性がある^(註15)。

大草の次の笠原玄蕃助は、関係史料がなく不明である。ただし、伊豆郡代として笠原氏が置かれているため、その関係者と思われる。続けて連署する、加藤弥次郎（笠原代）、鈴木善左衛門尉（清水代）は、それぞれ、伊豆郡代笠原綱信と、伊豆奥郡代清水綱吉の代官であると考えられる。この笠原玄蕃助・加藤弥次郎・鈴木善左衛門尉の3名は、伊豆国に居住する人物であると想定される。

末尾の関善左衛門代については、天文11年の武蔵国寶生寺宛検地奉行寄進状（以下「寄進状」）^(註16)に名がみえる。この「寄進状」には、高麗寺分の「検地書出」における奉行人関新三郎の名も見ることができる。「寄進状」と「検地書出」より、関善左衛門代と関新三郎は、北条氏の本拠である小田原から^(註17)検地奉行として派遣される、検地技術をもつ担当者であると推定できよう^(註18)。

次に高麗寺分の「検地書出」における奉行人についてみてゆく。筆頭の中村小四郎、末尾の松田六郎左衛門尉は、2名とも高麗寺を含む大磯地域（相模国中郡、現神奈川県中郡大磯町）に関係のある在地の人物である^(註19)。

筆頭の次に名を連ねる、関新三郎については、前述の「寄進状」より、検地技術担当者と推定される。続いて署名する関戸宗悦については不明である。続けて4人目に連署する岡田宗通は、氏綱期に発給される飯泉郷福田寺分の「検地書出」にも登場し、「上使判／岡田判」とあらわれる。岡田氏は在地とは関係のない、北条氏の派遣する検地担当者であると想定される。

以上に見てきたように、長浜と高麗寺分の「検地書出」は、それぞれ5名の奉行人による連署で発給されている。そのうち長浜の5名について北条氏の派遣した奉行人は、大草と関の2名、在地にいる奉行人は笠原と加藤、鈴木の3名である。次に、高麗寺分の5名は、北条氏の派遣した奉行人は関と岡田の2名、在地の奉行人が中村と松田の2名、不明の人物が1名という構成である。

このように、検地奉行は検地対象地に関係を持つ人物と、対象地に関係しない検地技術担当者的な人物で構成されると結論づけることができる。

次に、「検地書出」の宛名をみると、長浜においては「御代官／百姓中」、高麗寺では「高麗寺別当坊」となっている。

北条氏の年貢収取システムについては、図1のようにあらわすことができる。基本的には、大名が「検地書出」を「百姓中」に発給し、「百姓中」側が、「郷請（村請）」で請け負って年貢を定納する。ただし、長浜の宛名は、「御代官／百姓中」とあり、百姓中に加えて、代官にも発給されていることがわかる。では、なぜ百姓中の他に

高来寺別当坊	坂間郷内高来寺分検地書出
	拾老町三段半廿歩 田敷辻
	此分錢
	五拾六貫七百七十文 反別五百文宛
	此内
	老貴文 井料免
	残而
	五十五貫七百七十七文 納
	拾貳貫 山下二伏田畠辻高根分共二
	合六拾七貫七百七拾七文 定納
天文十二卯十月十八日	中村小四郎 在判
但シ諸役等者可レ為レ如レ前々者也	関新三郎 同
	関戸宗悦 同
	岡田宗通 在判
	松田六郎左衛門尉 在判

【史料5】 北条家検地書出写（『皇国地誌』）

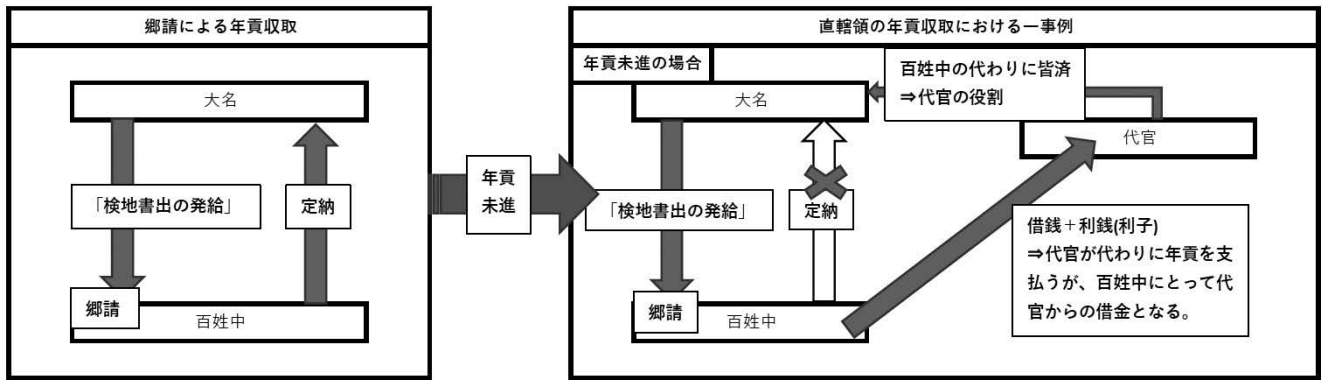


図1 後北条氏領国における年貢収取のシステム

代官を付け加える必要があるのか。百姓中は、年貢を未進する可能性があり、百姓中が年貢を皆済できないと、代官から年貢を借りることになる。百姓が代官から年貢を借りる場合、百姓は代官に利子をつけて返さなければならない。このようなシステムを前提に、代官が百姓の代わりに年貢を皆済する。

よって「検地書出」は、代官と百姓中宛に出されることで、連帯責任で定納させることを約束したものと考える。代官は百姓中から、年貢を収取する立場にある。長浜には伊東や山角といった代官が存在し^(註20)、彼らは代官として年貢収取システムのなかに組み込まれていた。もし、郷請で年貢未進だった場合、代官が肩代わりするシステムが機能し、その責務を果たさなければならなかったのである^(註21)。

高麗寺分の場合は、「検地書出」の宛名が「別当」となっている。高麗寺領においては、高麗寺の別当が代官の役割を担い、請け負っていたことが想定される。「検地書出」は、大名から別当宛に発給され、別当が百姓から年貢を徴収することになる。百姓は別当に年貢を納入し、別当から大名に定納をおこなう。このようにして、代官がいる領地か、寺社領かで、年貢収取の方法が異なると想定される。以上の前提を踏まえううえで、天文12年に実施された長浜の検地についてその実施過程を復元してゆく。

第2節 後北条氏の「検地帳」と検地実施方法

「下中村上町分」（以下、「検地帳」と「野帳」を比較分析することで、北条氏の作成した検地帳の詳細と実施過程を解明することを本節の目的とする。

「検地帳」では、冒頭に「辛丑/下中村検地帳」とある。「辛丑」は天文10年である。本文では、①上段に田畠の別と一筆ごとの反別面積を、「歩」単位で記載し、②下段に名請人を記載している。最後のまとめの部分では、はじめに田の分の記載がなされ、合計面積とそれを貫高化したものが記される。続いて畠の分の記載が続く。しかし、本文にあたる、それぞれの名請人が記された田畠

面積の合計（田は15町1反250歩、畠は28町5反）と、「検地帳」の末尾に記載されている田畠面積の合計（田は14町1反30歩、畠は27町5反50歩）は一致せず、その差は田畠ともに3反以上ある。

田畠合計記載に続いて、「此外問答之地小竹・上町」とあり、田二筆、計「八反半廿歩」（8,200歩）を問答の地としてあげている。そして末尾には、この問答の地についての説明があり、「公事免」などが「分国中の法度」で決定されることを記している。ここでの日付は、「天文十九年/庚戌/七月十七日」となっており、そこに「虎朱印」が捺印されている。

冒頭には天文10年と記載されていることから、天文10年に「検地帳」が作成されたが、天文19年に小竹と上町で「問答」が発生したため、この「検地帳」が活用されたと考えられる。つまり、「此外問答之地」以下は、問答があった天文19年に書き足されたということになる。

ついで、天文12年作成の「野帳」（【史料2】）には、全部で45件の記載があり（以下、項目番号については、[1]のように示す）、各項目は、上段、中段、下段の三つのパートからなる。上段には、田、畠、免田の種別とその面積が記されている。中段には、「こふしさか」([4])「宮前」([14])などの地名や、「当ふさく」([16])「袖ふり免」([17])など、11件の記載がある。中段の文字には、「こふしさか」「宮前」など、高い位置に書かれているものと、「やふさみ免」([25])「神明まつり免」([27])など低い位置に書かれているものがあるが、その理由は不明である。下段には、それぞれの田・畠・免田の名請人（責任者）と思われる人々の名前が記されている。

以上によると、「検地帳」と「野帳」において、①田畠の別を記載し、その面積を記している、②名請人の記載がなされている、③末尾に田畠面積の合計を記している、という3点が主な共通点といえる。「検地帳」については、元のものが天文10年の作成であるのに対して同19年に追記などがなされ、本来の田畠を丈量したであろう検地帳の様相をそのまま示していない可能性もあ

る^(註22)。しかし、「野帳」とあわせて検討することで、北条氏における検地帳の詳細はある程度わかるだろう。

「野帳」は、田畠面積だけでなく中段に「こふしさか」〔4〕などの地名を記しており、実際に長浜の土地を丈量して記録したものと考えられる。田畠が整序されずに一筆ごとに記録されている点に注目すると、実際に歩きながら記録していったものと想定される。この点は「検地帳」も同様であり^(註23)、「検地帳」と「野帳」の作成は同様の方法が取られていたと考えられる。

「検地帳」、「野帳」ともに、一筆ごとに「歩」単位で細かく記録しているところから、これらの検地では丈量検地を実施していた可能性が高い。

第3章 伊豆国西浦長浜における検地を反映した年貢収取

本章では、具体的に伊豆国西浦長浜で実施された検地をもとにどのようにして年貢が収取されていったのかを検討する。第1章で紹介した長浜に残存する「写二冊」に収録される史料をもとに分析する。

第1節 検地の実施過程と実施結果の提示

長浜の場合、「野帳」によって耕作地を丈量し、その結果を整序して「検地書出」に反映してゆくことにはずでに見た。「検地書出」に田と畠の分銭の合計が11,113文であるとしたのち、「三嶋やふさミ銭」1,600文以下、6項目の引方を示して、その合計が6,100文であるとする。11,113文から6,100文を引いた5,013文が、長浜の「定納額」と決められている。

合計6,100文になる6項目の引方については、「野帳」をもとにして決定されたことがわかる。「野帳」には、[22]の「やふさミ免」のような「免」を載せる項目と、[21]のように種別が「免田」とされ、名請人が「安養寺」とされるような項目がある。

「野帳」の「免」と、「検地書出」の「引方」が対応しているように見えるものは「やふさミ」、「安養寺」の「免田」、「定使」の三項目である。この3項目を比較すると、まず「野帳」[22]の「やふさミ免」は「検地書出」の「三嶋やふさミ銭」に対応するであろう。「野帳」によると「やふさみ免」は「二反半」(900歩)で、反あたり500文をかけると分銭は1,250文となる。ところが、「検地書出」において、「三嶋やふさミ銭」の免除額は「一貫六百文」、すなわち1,600文で、350文の差がある。

同様に、「野帳」の「安養寺」の「免田」は[21]「二反半」(900歩)と[32]「大卅フ」(270歩)の計1,170歩で、この分銭は1,625文である。しかし、「検地書出」の「安養寺領免」は500文にすぎない。さらに「野帳」[25]の「定使」とあるものが「検地書出」で免に挙げられているが、

その面積は「一反廿フ」(380歩)で、分銭は528文となるが、「検地書出」の「定使給」は300文となっている。

このように、「野帳」の「免」とされている田数から導き出される分銭額と、それに対応すると考えられる「検地書出」の「引方」の額は全く一致しない。そもそも、「野帳」で「免」「免田」とされている田も、他の田と合算されて総田数が割り出され、それに所定額が掛けられて分銭が算出されている。つまり、検地以前の「免」にどのようなものがあるかは検地の際に掌握されたが、それが検地後の「免」の額には直接反映されなかったことを示す。

北条氏は検地を実施する過程で丈量により耕作地を把握し、その結果を「野帳」に記録した。その際、旧来「免」とされていた耕作地についても丈量を行う段階で把握した。それらを考慮して検地をもとにした定納額(年貢額)を提示する。そして北条氏から郷村に対して提示されたのが、「検地書出」である。しかし、「野帳」の結果から「検地書出」を作成する際、「野帳」で記録した「免」を参考にしつつも北条氏が独自に設定した「引方」という免除項目に変更している。これは、旧来の「免」を形式的には一旦否定したことになる。つまり「検地書出」は、こうした北条氏の政策意図を色濃く反映した年貢収取(計算)の方法によって作成されたことがわかるのである。

次に「検地書出」では、西浦地域の長浜の検地結果および定納高しか知ることができないが、「覚書」には、長浜を含む西浦六か村(三津・長浜・重須・木負・久連・平沢)の郷村高(定納高)の情報が記されている。つまり「覚書」とは、西浦の小村の定納高を集約したものであるが、そこで記載された長浜の定納高が「検地書出」と一致する。つまり、「検地書出」で決定された定納高が正式な決定となり、北条氏に収取されたということがわかる。

以上のことから、まず検地を小村ごとで個別に行い、「検地書出」という形でその結果を小村にいる「百姓中」や「代官」に提示する。そして、小村ごとの検地の結果が出そろえば、「覚書」に集約してまとめる。「覚書」に小村ごとのそれぞれの定納高とその合計を記載することで、北条氏権力が長浜を含む西浦を領域として把握したということを示しているのである。

第2節 検地を反映した年貢収取方法

「覚書」に記された郷村高(定納高)のうち、木負の郷村高は、(永禄9年ヵ)8月7日付と(永禄11年ヵ)4月18日付の北条氏康朱印状でも確認できる。これらの朱印状に示された郷村高と、「覚書」に示された郷村高は一致する。

「覚書」には、西浦で実施された検地の増分や、定納

表2 天文12年(1543)ごろの西浦地域における郷村高表

	西浦地域 小村名	地方御年貢 (C-D)	本年貢	増分	C本増 (定納高)	郷村ごとの賦課項目			棟別	
						賦課名称	D年貢に 含む	年貢に含 まず	棟別銭	間数
(1)	三津	7,838	7,000	14,838	21,838	大代官給・小代官給	14,000		1,458	20
(2)	長浜	5,013	2,700	2,313	5,013	道正網度銭		5,000	1,658	23.0
(3)	重須	44,000	28,860	18,140	47,000	塩竈銭	3,000		2,055	28.5
(4)	木負	47,207	31,535	18,672	50,207		3,000		2,090	29
(5)	久連	32,386	16,065	19,321	35,386		3,000		2,884	40
(6)	平沢	18,938	7,100	14,838	21,938		3,000		1,839	25.5
(7)	重寺	1,500	-	-	-	-	-	-	864	12
A	各郷村計	156,882	93,260	88,122	181,382		26,000	5,000	11,984	166
B	史料上記載	-	93,100	80,782	173,882		-	5,000		
	差(A-B)	-	160	7,340	7,500					

高とは別に郷村が負担する年貢以外の賦課が記載されている。表2に「覚書」の情報を整理してまとめた。ここでは、「覚書」に記載のある西浦地域の郷村とその年貢高などを表で記した。三津以下六か村の定納高を合計すると181,382文となる(表2-A)。一方、史料上に記載されている「惣都合」は、173,882文となっており(表2-B)、6ヶ村の定納高の合計と「惣都合」では7,500文の差があることがわかる(表2項目「本増」, 差(A-B))。これにより、実際に納める定納高173,882文は、検地により踏み出された定納高181,382文より、7,500文少なかったことがわかる。

この差7,500文について、どのように考えたらよいだろうか。

まず、その内訳は、本年貢から140文、増分から7,360文引かれていることがわかり、ほとんどが「増分」である。つまり、検地から定納高決定までに7,500文分を免除することになったと考えられる。

長浜では、一旦、郷村の定納高は「検地書出」によって決定されている。しかし、この「覚書」によると、西浦という領域で6ヶ村を集約したうえでもう一度定納高を決定しなおしていることがわかる。

ついで「連署指出」は、「覚書」との対応が確認できる。「連署指出」にある「百五拾六貫八百八拾貳文/地方御年貢」は、156,882文が地方年貢であったことを示す。これは、「前々西浦七ヶ村より御納所大方申候分」とあるところから、以前より西浦に定められていた年貢ということになる。この156,882文は、「覚書」作成時に定められたものと関連する貫高であろう。

「連署指出」の文中にある「此外」以下に続く項目は、「地方御年貢」156,882文とは別の負担であることを示している。「連署指出」では、「此外」という文言は5か所確認することができ、棟別銭などを定めた項目、懸銭などを定めた項目、海産物に関する項目、「覚書」に記さ

れた負担に関する項目、舟に関する項目の五つに分類できる。

このうち「此外」(「覚書」に記された負担に関する項目)には、「覚書」にも記されているような「道正網度銭」、「し(ほ)かま」((永禄9年カ)8月7日付と(永禄11年カ)4月18日付の北条氏康朱印状では「塩竈銭」となっているため、以下「塩竈銭」で統一する。),「小代官」など北条氏由来の年貢項目が記載されている。なかでも「道正網度銭」5,000文や、「塩竈銭」3,000文などの賦課に関する貫高の二項目は、それぞれ「検地書出」にある「道正網代」5,000文と、木負の朱印状に記載されている「塩竈銭」3,000文で同様の額である。

これら2項目のうち「道正網度銭」の負担は、「検地書出」(【史料1】)によると、「五貫十三文 定納/此外/五貫文 道正網代如前々」とあって、5,013文の定納とは別に5,000文「道正網度銭」が設定されていることがわかる。よって、長浜の「検地書出」によると、個別の郷村をそれぞれ検地して、田畠から導き出した郷村が負担する年貢と、それ以外の賦課を決定したことがわかる。

「覚書」では、三津の項目に「御公方へ定納七貫八三八文」という記述がみえ、7,838文を「御公方へ定納」としている。「御公方」は北条氏の当主を指す。また、長浜に「道正網度銭」5,000文、重須・木負・久連・平沢に「塩竈銭」3,000文ずつ、計12,000文の賦課が課されている。これらの賦課は定納高として貫高検算するときに、「覚書」が作成された北条氏治下の場合には田畠を貫高検算したときにその貫高に含めていたのであろう(ただし、「道正網度銭」はこの賦課に含まれない)。これらの記述及び項目は「連署指出」にも反映されている。

「連署指出」には「此外 御代官分」とあり、「御代官分」は「此外」となっているので、「覚書」では含まれていた「大代官給」、「小代官給」計14,000文や「塩竈銭」

12,000文が「連署指出」では反映されることはない。つまり、「連署差出」にある「地方御年貢」156,882文は、「覚書」でいうところの「大代官給」・「小代官給」・「塩竈銭」の計26,000文（表2-D合計）が含まれていない状態である。

この「地方御年貢」156,882文についてどのように考えるか。

「覚書」では「惣都合」173,882文とし、これは北条氏に定納される貫高であった。しかし、「連署指出」はあくまで北条氏滅亡後の史料であり、「惣都合」がそのまま反映されているとは考えにくい。そこで、西浦地域の検地結果である、「本増」（表2-C）に注目する。これらの合計は、181,382文（表2-A）となり、西浦地域本来の郷村高があらわれているといえよう。この郷村高181,382文から「連署指出」の「田畠御年貢之分（元大代官給）」10,000文、「同小代官分（小代官給）」4,000文、「しほかま御年貢（塩竈銭）」12,000文の計26,000文を引く。そうすると、155,382文となり、「地方御年貢」156,882文との間に1,500文の差が出ることになる。

この1,500文は何を示すのかを考える。

これは、「覚書」における西浦六か村には含まれず、「連署指出」の西浦七か村に含まれる「重寺」という小村の「地方御年貢」を指すのではないだろうか。重寺は「覚書」に貫高などの記載がないのでその詳細はわからない^(註24)。しかし、「連署指出」は「七か村」の検地結果を反映していると考えられ、重寺はここに含まれるはずである。

では、重寺の年貢高は1,500文という数値は、妥当性があるのか。

「写二冊」第一冊に収録の[5]年月日未詳「西浦棟別銭等書立写」には、戦国期の西浦地域における小村の棟別銭および棟別間数が記されている^(註25)。例えば、三津をみると、棟別銭が1,458文に対し、間数が20間であることがわかる。「覚書」に記されている六か村で一番低い棟別銭および間数は三津村であることがわかる。六か村を平均すると棟別銭は1853.3文、間数は25.7間となる。一方重寺の棟別銭は864文、間数12間となっており、「覚書」の六か村の平均値の半分より下回っていることがわかる。つまり、重寺は「覚書」六か村より小規模な小村であったことが想定される。

そうすると、重寺の田畠数や年貢を納めるための生産力は、他六か村より低くなるはずである。よって、年貢高が1,500文という数値でもおかしくはない。以上により、「連署指出」の「地方御年貢」というのは、「覚書」の六か村に重寺を加えた七か村の田畠における検地結果を反映しているものであり、「覚書」の「惣都合」とはまた異なった算出方法であるといえよう。また「連署指出」は、戦国期の検地による結果を反映しつつ作成されたも

のであるといえる^(註26)。

以上を踏まえて、北条氏による年貢の収取方法について整理したい。まず小村単位で検地を実施し、その結果をもとにした年貢及びそうではない別の賦課を「検地書出」に記した。このとき、田畠由来とは別の賦課については、「検地書出」と朱印状、「覚書」から見た通り、各々の郷村に特有のものがあつたことが分かる。この田畠の検地をもとにしない賦課については、それぞれの小村で北条氏によって決められたものであろう。

次に、長浜などの小村ごとに算出された田畠年貢や決定された賦課については、「覚書」に記し集約された。そして、小村をまとめた領域（西浦）として年貢や賦課の額を記して提示することで、領域を単位として年貢や賦課を収取したと想定することができる。領域で集約することで小村ごとに一度決定した定納高をもう一度整序しなおし、免除などをおこなうことで再度定納高を決定しなおしたのであろう（図2）。

年貢の収取は前述のとおり、代官によって執行される。その代官は、中世以来の郷などを単位とした領域に、北条氏によって置かれる。その領域に属する小村に「小代官」を配置する。この「小代官」が年貢の収取をおこない、収取された年貢をもとに大名が領国経営を行う。

但し、西浦地域における年貢収取については一般的な郷村と異なる支配の方法をとっている。西浦という領域に代官と小代官の両方を設置し、年貢収取を行った。長浜を含む6か村ほどの小村それぞれに小代官を設置することはなかった。つまり、西浦の領域を一括で把握し、年貢収取の実行においても一括で収取することを意識していたのである。このことは「覚書」や「連署指出」にもあるように、「大代官」と「小代官」の給分が西浦と

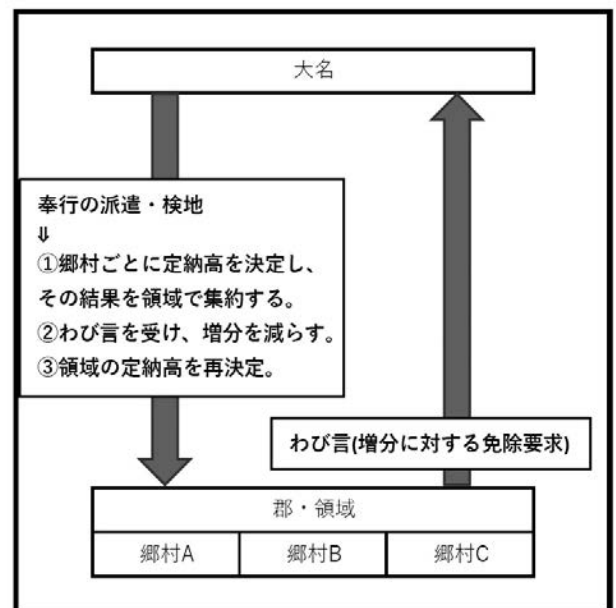


図2 後北条氏領国における検地と年貢収取システム

いう領域で把握されたとうえで算出されているところからもわかる。代官の給分は、他の領地の「検地書出」をみると「代官給」として引方項目に確認することができる。しかし、西浦の場合は、西浦領域の定納高を示した上で、「覚書」に代官給の引方を記載しているのである。西浦では、「検地書出」では定められなかった「代官給」が、領域で集約するときに定められたのである。こうしたところからも、長浜などの小村に代官を一人ずつ設定するのではなく、西浦という領域を一括で把握して、そこに代官を置いて支配を行ったことが判明する。

おわりに

本稿で明らかにしてきたことをもとに、天文12年(1543)におこなわれた長浜の検地の実施過程を考えてみる。

まず、北条氏は「検地書出」に署名している大草但馬以下の検地奉行を郷村へ派遣した。その際、在地の人物も検地奉行の中に含まれており、北条氏が派遣した奉行と同列に扱われる。

長浜の場合、5人の奉行らが主体となって検地が実施される。検地にあたって、現地において、田畠の面積、地名や従来からの「免」、名請人などを記録し、田畠の情報を一次的に集約したものが「野帳」である。「野帳」では、田畠を丈量することで、従来把握されていた以上の面積が踏み出されていると推定される。それについては「野帳」からはみてとれないが、「検地書出」によれば、田のみで増量を得たようである。ここで、検地によって「増分」が打ち出された。また、この過程において、検地帳(長浜では「野帳」)が作成されたのである。

この「野帳」に記された田・畠それぞれの面積がほぼそのまま合計されて、「野帳」の最後にまとめて記されている。但し、この数字が横書きにされていることは、本文の田畠書き上げとは別のタイミングで計算によって得られた数字である可能性もある。

「野帳」で得られた数字に、田畠の反別ごとに基準貫高をかけてその田畠分の「分銭」を算出しているのが「検地書出」である。その際、田畠の等級、不作かどうかは考慮されず、従来からの「免」の対象地であったことも配慮されていない。これまで在地慣行や領主との取り決めて認められてきた「免」が、形式上、いったんすべて否定されたと評価する。

「検地書出」では、その上で、6項目の「引方」を設定し、それを分銭額から減額し、「定納」額を決定している。この「引方」の中には、「野帳」で記された従来からの「免」として確認できるものもある。こうした形で、実際には、従来からの「免」の多くは、検地後の「引方」にも踏襲されたのだろう。しかし、いったんリセットさ

れ、新たに北条氏によって「引方」として設定されたという制度上の規定が重要なのである。

なお、「免」や「引方」のあり方については留意する必要がある。「野帳」を作成する際に面積だけでなく、郷村側が要求する「免」の記入がおこなわれていた。それはそのままの数字で「引方」に反映されるわけではないが、従来からの「免」が検地後の「引方」に一定程度継承されていた点は重要であろう。

そして、「検地書出」が作成、発給されると同時に、年貢の納入を命じた。「検地書出」に連署されている奉行人は北条氏が派遣した奉行だけでなく、長浜のある伊豆国に居住する人物も含まれている。この在地に居住する人物は、検地の丈量から関わっていることが想定される。その証拠に「野帳」には、従来の「免」の対象地が記載されており、これらは検地をする際に、在地の奉行が記したのではなかろうか。ただ、検地の際に「百姓中」が「免」の対象地を申告して、「野帳」に記したことも考えられる。

いずれにせよ、在地に詳しい人物がいることで「野帳」に従来の「免」の対象地が記されるのであって、それが「検地書出」にも踏襲されるということはあるだろう。また、北条氏から派遣された奉行人が、従来の「免」の地をもともと把握していたとは考えにくい。こうして在地の状況を把握し、奉行人のなかで話し合いが行われ、連署という形で「百姓中」と「代官」に発給されたということであろう。つまり、北条氏は、検地を恣意的に遂行することを目的としていたが、一方で、郷村側との駆け引きをも込みで実施されるものであったと考えられる。

則竹雄一氏は、19点の「検地書出」や北条氏治下の郷村に残された史料から検地の実施過程を示しているとする。則竹氏によると、奉行を派遣する前に、在地の有力者に郷村を検分させ、その後、奉行が到着した際に彼らが奉行を案内して検分した結果を報告する、という過程と、検地の実施後に検地の結果を百姓に認めさせるため、年貢の請負に際して一札(一筆)の提出を求め、百姓側が検地の結果に納得し、一札(一筆)を提出し終えることで検地が完了される、という過程があったとしている^(註27)。

但し、長浜の場合、奉行人に在地の有力者が含まれていることから、わざわざ案内者を必要としなかったのではないかと考えられる。そもそも「検地書出」自体が大永6年(1526)から天正16年(1588)の約62年間にわたって発給されていたことから、検地の手法が時期によって変化していた可能性がある。そのため、則竹氏の示した検地の実施過程が天文12年の長浜において適用されたかどうかは不明である。これについては、長浜の場合、奉行人に在地の有力者が含まれていることから、わざわざ

ざ案内者を必要としないことが考えられる。

次に検地をもとにした年貢の収取を考える。「覚書」をみると、西浦の長浜を含む小村を集約し、領域での定納高を決定した。ここで、丈量や指出をもとに検地を実施した郷村の郷村高、定納高を集約した。各小村の額を集約する際は、「検地書出」や郷村高を記した朱印状などをとにしたのであろう。西浦木負における朱印状では、木負の田畠年貢、「塩釜銭」の数值が「覚書」と一致する。こうした朱印状からも小村の郷村高を知ることができる。

また西浦の場合、海村特有の「道正網度銭」や「塩釜銭」が田畠年貢と別で村別に賦課される。そうした領域（西浦）での年貢定納高と、田畠年貢以外の賦課が決定されると、領域での年貢高から「増分」が出る。それは、西浦でいうと、「覚書」の三津以下六か村における小村ごとの定納高を合計したときの181,382文と、史料上に記載されている「惣都合」173,882文との差7,500文であり、これが領域（西浦）で集約した際に出た「増分」である。

この7,500文は、「増分」であって、「惣都合」には含まれないので、最後に領域での定納高を決定するときには、免除された。

これらの検討により、伊豆国西浦において北条氏の検地から年貢収取までの過程を明らかにできた。

本稿は、あくまで北条氏領国下の郷村における一事

例ではあるが、史料の残存状況から他の郷村では容易に解明できない、検地の具体的な様相を分析できたと考えている。検地の方法については、池上裕子氏が丈量検地であったことを強調するのに対して、則竹雄一氏は、指出検地の可能性も否定できないとしている。黒田基樹氏も、長浜の史料のうち「覚書」から指出検地の可能性を示唆している^(註28)が、本稿の分析からは、天文12年の長浜の検地に限って言えば、丈量検地の可能性がかなり高いといえよう。

但し、「検地帳」（「野帳」）が残されていない他の検地において丈量検地を実施していない可能性を否定することはできない。例えば、第2章で取り上げた高麗寺分においては、丈量を施したような記述は見当たらない。また、在地の「別当」に「検地書出」を発給しているところからも、高麗寺に検地を任せ、その検地の形態は「指出」検地であった可能性が残る。

盛本昌広氏は、北条氏は、伊豆国西浦地域においては領域と村に対し賦課をする二重構成の支配方法をとっていたと考えている。本稿では、西浦に残る史料群による分析から、二重構成の支配を具体的に明らかにできた。しかし、北条氏領国下に一般的な、各村単位で小代官が設定されるような直轄領についての検討はできていない。今後は、可能なかぎり、検地の具体的な分析を軸に、北条氏による郷村支配についての分析を深めてゆきたい。

注

1. 佐脇栄智「後北条氏の検地」（『日本歴史』第177号、1962年、のち『後北条氏の基礎研究』吉川弘文館、1976年に収録）。
2. 佐脇栄智校注『小田原衆所領役帳』戦国遺文後北条氏編別巻（東京堂出版、1998）、原本は永禄2年に成立。
3. 杉山博編『戦国遺文』後北条氏編、384号（東京堂出版、1989）、以下、戦北384号などと記す。小和田哲男「後北条氏領国下の農民諸階層—『下中村上町分検地帳』の再検討—」（後北条氏研究会編『関東戦国史の研究』名著出版、1976年）にて、小和田氏は「検地帳」を分析した。その結果、北条氏は小経営・小作農民の把握を行っており、北条氏領国内には地主と小作の関係、出作と入作の関係があることを明らかにした。そして、北条氏検地と太閤検地が近似していると評価された。
4. 注1に同じ。佐脇氏は、北条氏の検地における5つの視角を提示した。①北条氏の当主が代替わりをする際に、その権威を示すための検地と、②税制改革が絡む、陣夫役の増徴・隠田摘発のための検地がある。③天正末年に実施した検地は、豊臣秀吉の実施した検地に類似する、④北条氏の検地に関する史料である検地の情報を整理した「検地書出」、「下中村上町分検地帳」（以下「検地帳」）、「検地帳」に類似した性格をもつ「長はまの野帳」の3点は同一の史料群である。⑤年貢納法について、豊臣氏と北条氏を比較した結果、北条氏の方が負担は軽い。
5. 池上裕子「東国の戦国大名検地」（池上裕子『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、1999年）。
6. 則竹雄一「戦国大名北条氏の検地に関する覚書」（『獨協中学高等学校研究紀要』17・18合併号、2000年を改題の上改稿、同『戦国大名領国の権力構造』吉川弘文館、2005年に収録）。

7. 盛本昌広「後北条領国における海村の負担」（『歴史手帖』22巻11号、1994年、同『日本中世の贈与と負担』校倉書房、1997年に補訂して収録）、銭静怡「戦国大名北条氏の西浦地域支配—小代官の再検討を手がかりに—」（『沼津市史研究』18号、2009）、同「戦国大名北条氏の郷村支配と「小代官」」（『歴史評論』803号、2017年、同『戦国期の村落と領主権力』吉川弘文館、2018年に収録）など。
8. 盛本論文、注7に同じ。
9. 池上裕子氏を代表者とした2001年から2004年に行われた科学研究費による調査で、大川家から発見された。この科研の成果は、池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』（岩田書院、2005年）としてまとめられている。また、拙稿「戦国大名後北条氏における検地実施過程についての再検討—伊豆国長浜検地書出と長浜野帳をもとに—」（『都市文化研究』23号、2021年）の表1「大川家（大屋）文書の現状」で、大川家文書の詳細についてまとめた。
10. 拙稿「戦国大名後北条氏における検地実施過程についての再検討—伊豆国長浜検地書出と長浜野帳をもとに—」（『都市文化研究』23号、2021年）。
11. 則竹論文、注6に同じ。
12. 則竹雄一「戦国～近世初期海村の構造—豆州江梨・西浦を中心に—」（池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』岩田書院、2005年）および、天正18年4月付豊臣秀吉掟書（『漁民史料』27）によると、「伊豆国西浦庄内三津郷・長浜郷・おます郷・木正郷・くすら郷・しけてら郷・ひら沢郷以上七か所」とあることから、七か村は三津・長浜・重須・木負・重寺・久連・平沢であることがわかる。

13. 黒田基樹「戦国期西浦地域の村高・家数」(池上裕子『中近世移行期における土豪と村落に関する研究 研究成果報告書』, 2005年), 則竹論文(注11)によると, 黒田氏は「連署指出」の「地方御年貢」156貫882文について, 「覚書」の本年貢高93貫文余りと「役帳」より西浦に知行をもつ給人の所領高57貫文の合計が150貫文余りになるため, この合計が「地方御年貢」となるという計算をしている。一方, 則竹氏は「覚書」にある各村の合計が181貫382文となることから, 塩竈年貢1貫200文と大代官給10貫文, 小代官給4貫文を差し引くと, その額が155貫352文となることから, 「連署指出」の「地方御年貢」と近似させている。
14. 高麗寺所蔵文書, 神奈川県大磯町曾根田家所蔵『皇国地誌洵綾郡高麗村』(明治15年2月14日)に書写されている。
15. 佐藤博信「関東大草氏に関する考察」(原題「関東大草氏に関する一考察」『地方史研究』176号, 1982年, 同『古河公方足利氏の研究』校倉書房, 1989年に収録)によると, 大草氏は鎌倉府の祝宴において料理材料の調進奉行(台所奉行)として務めた一族であるとしている。「役帳」にみえる大草康盛は, 台所奉行をつとめた大草氏の一族と推定され, 後北条氏治下において虎印判の奉者を務めるとともに台所奉行に相当する仕事もこなしていた。大草但馬もこの大草氏の一族と推定され, 西浦一帯の検地を任されていたと想定される。「覚書」においても, 西浦では田島からの生産物以外にも塩を生産しているところから, こうした生産物を把握する役目を担っていたのではないかと推定される。
16. 戦北218号。
17. 「役帳」において関氏は「御馬廻衆」に2名, 「玉繩衆」に1名確認することができる。「御馬廻衆」は北条家当主を守る親衛隊で, 直属の家臣団である。関善左衛門代や関新三郎などの関氏は「御馬廻衆」の関氏の一族であることが想定され, 小田原に在住していたと考えられる。
18. 注6に同じ。ここでいう「検地技術」とは, 現地に行き行って測量を伴う検地をする技術のことである。具体的な方法は判明していないが, 池上論文(注5)では, 「検地書出」(戦北1720号)などに登場する「踏立辻」という文言に注目し, これを現地に踏立てて丈量したものを表現したと推測している。
19. 則竹雄一「新発見の北条家検地書出」(『大磯町史研究』8, 2001年)
20. 佐脇栄智「後北条氏の郷村支配とその役人」(『国学院雑誌』97巻2, 1996年)や, 則竹論文(注6)をはじめ, 伊豆国長浜は北条氏の代官が設置されているため, 直轄地と比定している。
21. (天正15年)11月3日付(「八王子市郷土資料館所蔵廣瀬文書」戦北3210号)では, 「代官之掟」として「一, 御代官被_レ仰付_上, 以_レ御検知_{被_レ踏立_候}, 御年貢之辻催促就_レ油断_ニ, 郷未進ニ成来_ニ付而者, 代官役_ニ被_レ為_レ弁_{御国法_ニ也}可_レ存_{其旨_ニ事},」とある。このことから, 年貢を催促した際に, 郷が年貢を未進した場合, 代官役として弁えたことがわかる。つまり, 代官役として年貢未進の分を肩代わり(弁償)しなければならないことが北条氏の「御国法」として定められている。
22. 「検地帳」自体そのものは天文10年に作成されたものであるが, 現存している種徳寺所蔵(東京都港区赤坂)の「検地帳」は, 天文19年に天文10年作成の「検地帳」をもとに作成しなおされたものである。つまり天文10年時の原本が残っているわけではなく, 天文19年に再度作成されたものが種徳寺に残っている。
23. 小和田論文(注3)では, 「検地帳」が田島一筆ごとにバラバラで記載されているところについて, 田や島を歩きながら丈量し記録したからとしている。
24. 「覚書」の正式名称は「西浦地方年貢本増出方覚書」であり, 検地によって「増分」が出た小村のみを書き出している可能性がある。重寺がここに記されないのは, 「増分」が出なかったことによるのではないかと推定される。西浦七か村が確認できる一番古い史料は, 天文17年5月1日(朔日)付北条家印判状(「大川文書」戦北332号)であり, 「西浦七か所百姓中」と記されていることが確認できる。つまり天文年間には「七か村」という名称があった。よって, 「覚書」では生産力が低く「増分」を踏出せなかった重寺を意図的に省いているのではないかと推定される。
25. 則竹論文(注11)では, 元龜期以降に作成されたものとしている。また, (天文13年)9月15日付北条家長浜棟別取帳写(「大川文書」戦北248号)に記されている, 長浜の間数と「西浦棟別銭等書立写」の長浜の間数が一致する。
26. 則竹論文(注11)では, 「連署指出(則竹論文では「納所指出」と表記)」から戦国期における海村の負担の復元を試みている。
27. 則竹論文(注6)では, 検地の実施過程④にある, 百姓の一札(一筆)は, 天正12年3月10日付北条家朱印状写(「矢嶋文書」戦北2650号)に, 「此度百姓請負之一筆指上之間, 被任其儀候, 毎年十月晦日を切而, 厳密ニ可皆済事」とあって, 百姓による請負の一筆の提出で, 年貢の皆済が命じられていることがわかる。
28. 黒田論文, 注12に同じ。

(大阪公立大学大学院文学研究科大学院生)

【2022年8月26日受付／2022年11月4日受理 『都市文化研究』編集委員会】

A Reexamination of the Process of Conducting Land Surveys and the Collection of Annual Tribute by the Sengoku Daimyo of the Go-Hojo Clan: Based on the Nishiura in Izu Province

Masahiro ISHIDA

Through land surveys, the Go-Hojo clan grasped their territory and levied annual taxes and corvée labour. In addition, when conducting land surveys, the area of wet and dry fields, as well as the total area of the village that conducted the survey, was recorded in the local land register. In Nishiura, Izu Province, there remains a series of historical documents related to the implementation of land surveys and the collection of annual tribute issued by the Go-Hojo clan. By mainly utilizing and analyzing these historical documents called “Utsushi Nisatsu”, which show the process from land inspection to annual tribute collection of the Go-Hojo clan while mentioning the methods of conducting land surveys in Nishiura, Izu Province, the actual state of annual tribute collection based on land surveys has come to light.

Key words : Go-Hojo clan, Nishiura in Izu-Province, *Utsushi Nisatsu*, Land Registers, Annual Tribute Collection